

認知症対応型通所介護施設
介護予防認知症対応型通所介護施設

デイサービスセンター
竹の塚翔裕園

利用契約書

社会福祉法人 長寿村

認知症対応型通所・介護予防認知症対応型通所施設 利用契約書

様（以下「利用者」という、利用者の代理人を含む）と社会福祉法人長寿村デイサービスセンター竹の塚翔裕園（以下「事業所」という）は、事業所の利用に関して、次の通り契約を締結するものとする。なお契約締結するに当たり、重要事項の説明を事業所より利用者は受け、十分認識したうえで本契約を締結するものとする。

第1条（目的） 事業所は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して自立支援プログラム及びサービス（第4条第5項記載、以下総称してプログラムという）を提供し、利用者は事業所の提供するプログラム等に基づいて日常生活を営むことができるよう利用者自身の自立に向けて、事業所を利用するものとする。

第2条（事業所所在地） 原則として以下の場所にてプログラムを提供するものとする。

- 2 事業所名：デイサービスセンター竹の塚翔裕園
- 3 所在地：東京都足立区竹の塚7丁目19番14号

第3条（介護計画書） 事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画に沿って通所介護計画（以下「計画」という）を作成するものとする。

2 事業所は、計画の内容を利用者及び利用者の家族へ説明し、利用者から同意を得ることにより、計画を利用者へ交付し、事業所はプログラム等を提供できるものとする。

3 事業所は、次のいずれかに該当する場合には、計画を変更できるものとする。

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該計画を変更する必要がある場合
- ② 利用者が、プログラム等の内容や提供方法等の変更を希望する場合

4 前項の変更に際して、計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者等へ連絡する等必要な援助を行うものとし、また変更計画を作成した際には、初回計画作成時の手続きと同様の手続きを行うものとする。

第4条（介護保険給付対象サービス）

1 事業所におけるプログラム等の提供は、1月1日から1月3日以外（事業所が指定する日は除く）とする。

2 事業所は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の支援介助及び機能訓練を提供するものとします。

3 プログラム単位及び利用時間

サービス提供時間は9:30～16:40とする。 単位は1単位とする。

4 送迎は、事業所が指定する送迎範囲内に居住する利用者に対して、利用者の希望により事業所は送迎を引き受けるものとする。（詳細については添付重要事項説明参照）

5 事業所は、重要事項説明書記載のサービスを利用者に対して提供するものとする。

6 事業所は利用者及び利用者の関係者よりプログラムについての報告を求められた場合、その内容を報告するものとする。また事業所より必要に応じてプログラムについて利用者及び利用者の関

係者に対して説明するものとする。

7 事業所は利用者の健康状態及び、利用者及び利用者の関係者より申し出があった場合には、プログラム等の一部及び全部を停止できるものとする。

8 サービス内容は、事業所の事情により変更する場合があるものとし、原則として事業所に対して異議申立てしないものとする。

第5条（介護認定変更及び区分変更に伴う契約の継続） 利用者は介護認定更新・区分変更及び介護状態（支援事業対象者⇔要支援⇔要介護）の変更等となった場合においては、本契約は原則として自動的に継続するものとし、詳細については別途協議し、定めなき事項は、別途文書等により締結するものとする。

第6条（利用料金）

1 利用者は、プログラム等提供の対価として、厚生労働大臣（総合支援事業については区市町村）が定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの利用料金を支払うものとする。なお、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとする。

2 事業所は、当月の利用料金の合計金額を記載した請求書を翌月10日前後までに利用者に請求し、利用者は、当月利用料金を、銀行やその他金融機関は翌月27日に利用者の口座から口座振替するものとする。また利用者は、現金での支払い・振込をする場合、翌月10日までに、事業所に対して支払うものとする。

3 事業所は、利用者からの利用料金の支払い確認後、利用者に対して領収書を発行するものとする。なお領収書の発行は、翌月分の請求書発行時に発行するものとする。

4 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割を負担するものとする。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担とするものとする。（利用料金詳細別紙参照）

5 キャンセル料について 前営業日の17:00までに欠席の連絡がない場合 食事代等の実費負担分がキャンセル料としてかかります。

第7条（秘密保持・個人情報） 事業所及びその従業者は、事業所が業務で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏えいすることのないよう、契約期間中及び契約終了後においても事業所は利用者に対して守秘義務を遵守することを誓約するものとする。

2 事業所は、文書により利用者又はそのご家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業所等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いる事が出来るものとする。

利用目的および使用にあたっての条件については、個人情報の使用に係る同意書に記載された内容に限るものとする。（個人情報の使用に係る同意書別紙参照）

第8条（相談・苦情対応） 利用者は事業所より提供されたプログラム等に関して苦情があるときは、事業所、区市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができるものとする。

2 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、提供したプログラム等について利用者から苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応し、また、事業所は、利用者が

苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いをしないものとする。

3 事業所の苦情相談窓口は、重要事項説明書において記載されたとおりとする。

4 事業所は苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図るものとする。

① 利用者や従業者からの事情聴取により事実関係を把握

② 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善策の実施

③ 利用者に対し調査結果や講じた措置の内容を口頭若しくは書面にて説明

5 事業所は、苦情の処理に際しては、必要に応じて区市町村または国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぐものとする。

第9条（契約解除）

1 利用者は、事業所に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解除できるものとする。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除できるものとする。

2 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除できるものとする。

3 以下に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除できるものとする。

① 事業所が正当な理由なくプログラム等を提供しない場合

② 事業所が守秘義務に反した場合

③ 事業所が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業所が第三者より、財産の差し押さえ処分または保全処分を受け、または競売・破産・会社更生・和議の申し立てを受け、自ら破産・会社更生・和議の申し立てをしたとき

⑤ 事業所の振り出し、引き受け、保障、裏書に係わる手形、小切手が不渡りになったとき

⑥ 事業所が本契約・運営規定などに基づく義務に違反し、利用者は相当期間を定めて催告したにもかかわらず利用者の改善指示に従わないとき

4 次の理由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約できるものとする。

① 利用者のプログラム等利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合

② 利用者が正当な理由なくプログラム等の中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってプログラム等が利用できない状態であることが明らかになった場合

③ 利用者またはその家族等が事業所や事業所の従業者または事業所のプログラム等の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背徳行為を行った場合

④ 利用者またはその家族等が、ハラスメント行為等の法令違反・その他著しく常識を逸脱する行為等により適切な通所介護サービスを継続することが困難であると認められ、警告を行っても改善されない場合。

⑤ サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為（宗教活動 政治活動

営利活動 暴力行為 騒音行為 等)を行った場合。

⑥ 事業所が警告を行ってもサービス提供中の喫煙や飲酒を繰り返した場合。

5 次の理由に該当した場合は、本契約を自動的に解除するものとする。

① 利用者の要介護及び要支援・事業対象者が非該当と認定された場合

② 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

第10条 (不可抗力免責) 利用者または事業所は、天災、地変、不可避の事故などに起因するとき、本契約の不履行遅延について責任を問わないものとする。

第11条 (反社会的勢力の排除)

1 利用者及び事業所は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又は構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。

② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

④ 利用代金等の金額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2 利用者又は事業所の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。

ア、前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ、前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ、前項④の確約に反した行為をした場合

3 事業所は、利用者に対し、自ら又は第三者をして事業所を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約するものとします。

4 利用者は、事業所が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。

5 第2項又は第4項の規定により、この契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします

第12条 (本契約に定めない事項) 利用者および事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令のほか諸法令の定めるところに従い双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとする。

第13条 (裁判管轄) 利用者並びに事業所は、本契約上の紛争並びに本契約に関する一切の諸契約に関する紛争について、事業所の事業者を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとする。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し、署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

令和 年 月 日

利用者

[住 所] _____

[氏 名] _____ 印

(利用者代理人)

[住 所] _____

[氏 名] _____ 印

事業者

[乙 名] 社会福祉法人 長寿村

[住 所] 東京都足立区入谷9丁目15番18号

[代表者名] 理事長 神成 裕介 印

事業所

[事業所名] デイサービスセンター竹の塚翔裕園

[住 所] 東京都足立区竹の塚7丁目19番14号

[事業所番号] 1392100184